徳島市ＣＯ２削減チャレンジ事業所認定制度実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、ＣＯ２をはじめとする温室効果ガスの排出削減につながる活動に積極的に取り組む学校・企業・団体等の事業所を「徳島市ＣＯ２削減チャレンジ事業所」（以下「チャレンジ事業所」という。）として認定し、広く市民に周知することにより事業所における温室効果ガスの排出削減につながる活動を推進し、もって脱炭素社会の実現につなげることを目的とする。

（対象事業所）

第２条　チャレンジ事業所として認定の対象となる事業所は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

　⑴　徳島市内に所在する事業所であること。（支店、営業所等を含む。）

　⑵　徳島市暴力団排除条例（令和元年徳島市条例第２５号）第２条第１号に規定する暴力団若しくは同条第２号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する事業所でないこと。

（対象となる取組み）

第３条　ＣＯ２をはじめとする温室効果ガスの排出削減につながると認められる次の取組みを幅広く対象とする。

1. 再エネ設備や省エネ設備等の導入
2. 脱炭素に資する製品、サービス等の開発
3. 脱炭素経営の推進
4. その他、事業所で実践する脱炭素につながる取組

（認定の申請）

第４条　チャレンジ事業所の認定を受けようとするときは、「徳島市ＣＯ２削減チャレンジ事業所認定（新規・更新）申請書」（様式第１号）（以下「申請書」という。）に「ＣＯ２削減に関する取組チェックシート」（以下「チェックシート」という。）と「ＣＯ２削減チャレンジ宣言書」（様式第２号）（以下「宣言書」という。）を添えて、これを市長に提出しなければならない。

（認定）

第５条　市長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、認定基準を満たしていると認めるときは、チャレンジ事業所を認定するものとする。

２　前項の認定基準は、チェックシートの評価点の合計が２０点以上であることとする。

３　市長は、第１項の審査に関し、必要があると認めるときは、事業所へのヒアリング及び現地調査等を行うことができる。

（認定証の交付）

第６条　市長は、前条の規定によりチャレンジ事業所を認定したときは、当該認定の申請をした者に「徳島市ＣＯ２削減チャレンジ事業所認定証」（様式第３号）（以下「認定証」という。）を交付するものとする。

２　チャレンジ事業所は、自己の建物内に認定証を掲示し、及び「徳島市ＣＯ２削減チャレンジ事業所」の名称を使用することができる。

（取組の報告）

第７条　チャレンジ事業所は、宣言書に基づき、ＣＯ２をはじめとする温室効果ガスの排出削減に積極的に取り組み、取組状況を年１回、「徳島市ＣＯ２削減チャレンジ事業所取組報告書」（様式第４号）（以下「報告書」という。）により市長に報告するものとする。

（表彰）

第８条　市長は、報告書の中でＣＯ２をはじめとする温室効果ガスの排出削減に貢献したチャレンジ事業所に対して、その努力を称えるため表彰をすることができる。

（認定の有効期間）

第９条　認定の有効期間は、認定日から２年を経過した日の属する月の末日とする。

（チャレンジ事業所の周知）

第１０条　市長は、チャレンジ事業所の名称、ＣＯ２をはじめとする温室効果ガス排出削減に対する積極的な取組等について、ホームページへの掲載などを通じて広く周知するものとする。

（認定事項の変更及び辞退）

第１１条　チャレンジ事業所は、名称、所在地、取組事項等に変更があったとき又は認定を辞退するときは、「徳島市ＣＯ２削減チャレンジ事業所認定（変更・辞退）届」（様式第５号）を市長に提出しなければならない。

（認定の更新）

第１２条　チャレンジ事業所は、認定の有効期間満了後も引き続き認定を受けようとするときは、認定期間内に更新の申請を行うものとする。

２　前項に規定する更新の申請は、認定の有効期間満了日の２ヶ月前から行うことができる。

３　第１項の認定の更新については、第４条から第６条までの規定を準用する。

（質問、報告等）

第１３条　市長は、必要があると認められるときは、宣言書に基づく取組状況について、チャレンジ事業所に対し質問をし、報告を求めることができる。

（認定の取消等）

第１４条　市長は、チャレンジ事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

　⑴　第５条第２項の要件に該当しなくなったとき。

　⑵　第７条の規定による取組状況の報告をしないとき。

　⑶　第１１条の規定による認定の辞退の届出があったとき。

　⑷　前各号に掲げるもののほか、法令違反その他チャレンジ事業所としてふさわしくない事由があると市長が認めたとき。

２　市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、「徳島市ＣＯ２削減チャレンジ事

業所認定取消通知書」（様式第６号）により通知するものとする。

３　第１項の規定により認定を取り消されたチャレンジ事業所は、速やかに認定証を市長

に返還しなければならない。

４　第１項の規定による認定の取消しによりチャレンジ事業所が損失を被った場合、本市はその責任を負わないものとする。

（その他）

第１５条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附　則

１　この要綱は、令和５年１０月１０日から施行する。

附　則

１　この要綱は、令和６年９月１１日から施行する。

２　これまでの要綱の別記様式に定められた書面は、この要綱の施行以後においては、この要綱の別記様式に定める対応する書面に、それぞれ読み替える。